

第19回陸前高田都市計画

高田地区被災市街地復興土地区画整理審議会議事録

1 日 時 令和3年4月21日（水）

午後2時30分 開会

午後3時25分 閉会

2 場 所 陸前高田市役所4号棟3階第6会議室

3 議 案 報告事項（1）清算金等に関する個別説明の状況について

報告事項（2）仮換地指定の軽微な変更について

諮問事項 議案第1号 換地計画について（諮問第40号）

原案どおり承認された

議案第2号 施行者限りで換地計画の軽微な変更
をすることについて（諮問第41号）
原案に同意された

4 出席委員（17人）

会 長 南 正昭 会長代理 中村 勉 委 員 及川 満伸

委 員 小山 公喜 委 員 菅野 格 委 員 菅野 菊子

委 員 菅野 秀一郎 委 員 黄川田 敏朗 委 員 熊谷 正文

委 員 小谷 隆一 委 員 坂井 一晃 委 員 村上 金吾

委 員 村上 義興 委 員 株式会社 共立土木（畠山 正彦）

委 員 伊藤 英 委 員 藤田 治彦 委 員 渡邊 健治

5 説明のため出席した職員

都市計画課主幹 近藤 真司

都市計画課区画整理係長 佐藤 賢

6 職務のために出席した職員

建設部長兼建設課長兼復興支援室長 菅野 誠

都市計画課長 高橋 宏紀

都市計画課課長補佐兼計画係長 永山 悟

都市計画課主事 新美 勝也

UR都市機構職員

陸前高田復興支援事務所長 佐光 清伸

陸前高田復興支援事務所副所長 五十嵐 隆宏

陸前高田復興支援事務所市街地整備課長 大垣 隆義

陸前高田復興支援事務所市街地整備課主幹 小松 利匡

7 審議会の概要

午後2時30分 開議

○事務局（近藤主幹）

それでは、定刻となりましたので、只今から陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地地区画整理審議会を開催いたします。

本日は、たいへんお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、都市計画課の近藤と申します。しばらくの間、進行役を務めさせていただきますので宜しくお願いいたします。

審議に入ります前に、委員の皆様へお願いがございます。審議会の記録を作成するために、録音と写真撮影を行いますのでご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

はじめに、本日出席をしております陸前高田市職員を紹介いたします。

建設部長の菅野でございます。

○事務局（菅野部長）

菅野です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（近藤主幹）

都市計画課長の高橋でございます。

○事務局（高橋課長）

高橋です。

よろしくお願いいたします。

○事務局（近藤主幹）

課長補佐の永山でございます。

○事務局（永山課長補佐）

永山でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（近藤主幹）

区画整理係長の佐藤でございます。

○事務局（佐藤係長）

佐藤です。

よろしくお願いします。

○事務局（近藤主幹）

改めまして、本日、進行役を務めさせていただきます主幹の近藤と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事業を委託しておりますUR都市機構の職員を紹介いたします。

陸前高田復興支援事務所長の佐光です。

○事務局（UR 都市機構 佐光所長）

佐光です。

よろしくお願いいたします。

○事務局（近藤主幹）

副所長の五十嵐でございます。

○事務局（UR 都市機構 五十嵐副所長）

五十嵐です。

よろしくお願いします。

○事務局（近藤主幹）

市街地整備課長の大垣でございます。

○事務局（UR 都市機構 大垣課長）

大垣です。

よろしくお願いいたします。

○事務局（近藤主幹）

この他に、都市計画課及びUR都市機構の職員が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、施行者の陸前高田市を代表いたしまして、建設部長の菅野よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（菅野部長）

皆様、こんにちは。お世話になっております。

日中、お仕事もお忙しい中、本日の審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

おかげ様をもちまして、高田地区、今泉地区ともに、昨年度ですべての宅地の引渡し完了しましたことをご報告申し上げます。なお、今年度、若干の公共施設に係る工事が残っておりますが、引き続き進めてまいり所存でございます。

また、換地計画につきましても、地権者の個別説明を先月無事終えまして、本日この後、その内容について諮問させていただく予定です。

今後は2週間の換地計画の縦覧を経まして、令和4年1月を目途に換地処分公告を行ってまいりたいと考えております。

順調にいきますと、本日がこの仮庁舎で行う審議会の最後となる予定です。次回からは新庁舎での業務となります。

これまでご協力をいただいたおかげで、順調にこの区画整理事業も収束を迎えましたことに感謝いたします。

本日は報告事項2件、議案事項2件となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（近藤主幹）

それでは、議事に入ります前に、お手元に配布しております議事次第をご覧ください。

本日の審議会につきましては、議事次第のとおり、報告事項（2）、議案第1号、議案第2号が非公開となっておりますので、報道機関の関係者におかれましては、説明に入ります前にご退席をお願いいたします。

続きまして、配布資料一覧をご覧ください。公開事項となります資料1の清算金等に関する個別説明の状況については、お手元に配布しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○委員全員

(資料の不備なし)

○事務局（近藤主幹）

なお、資料２－１から資料４につきましては、非公開事項となっておりますので、説明時に配布いたしまして、会議終了後に回収させていただきますので、合わせてよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りたいと存じます。

報道機関の関係者におかれましては、これからは議事に入りますので、カメラの撮影は、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、南会長、議事の進行をお願いいたします。

○会長（南会長）

それでは、ただ今から、第１９回高田地区被災市街地復興土地区画整理審議会の審議に入ります。

まず、審議に入ります前に事務局より、本日の会議の成立について報告してください。

○事務局（近藤主幹）

はい。

会議の成立は、土地区画整理法第６２条第３項の規定により、委員の半数以上の出席が必要とされております。本日は、本審議会の委員２０名のうち１７名のご出席をいただいております。

従いまして、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

○会長（南会長）

それでは、議事を進めます。

審議会規則第９条の規定に基づきまして、議事録署名委員２名を指名いたします。

本日の議事録署名委員は黄川田敏朗委員、熊谷正文委員をお願いいたします。

○会長（南会長）

それでは、議事次第に従いまして報告事項から入ります。

(１) 清算金等に関する個別説明の状況について事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（佐藤係長）

はい。都市計画課の佐藤です。

座って説明させていただきます。

清算金等に関する個別説明の状況について資料1をご覧ください。

めくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。

期間は令和3年2月27日から3月20日まで22日間行いました。対象件数は950件で、この950件には借地権者8件が含まれております。また、陸前高田市及び国土交通省の2件は、この950件からは除かれております。

説明会場ですが、陸前高田会場、これはUR都市機構の陸前高田復興支援事務所、それから盛岡、仙台、東京の各UR都市機構の会場におきまして、予約制で行ったところでございます。

また、その他陸前高田市やURへ直接来所された方への対応、電話のみ対応させていただいたものも含めまして、全250件の対応をさせていただきました。

対応率は26.3%となっております。

説明の主な内容ですが、清算金等に関するお知らせの具体的な内容といたしまして、新しい字界や新しい地番について、整理前後の権利価額について、清算金の徴収と交付及び供託についてそれぞれ説明させていただきました。

また、換地計画と換地処分についての具体的な内容として、今後の事業の流れについて、区画整理登記と清算金の事務手続きについて説明させていただきました。

以上、清算金等に関する個別説明の状況についての報告を終わります。

○会長（南会長）

はい。

ただ今の報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

（質問なし）

○会長（南会長）

はい。よろしいでしょうか。

特に質問がございませんので、議事次第に従いまして議事を進めます。

ここで、傍聴人及び報道機関の関係者にお伝えします。

これからの議事は、傍聴内規第7条第1項により、会議を非公開としますので、傍聴人及び報道機関の関係者は、退席していただくようお願いします。

（傍聴人及び報道機関退席）

それでは、事務局は非公開資料の配布をお願いします。

(資料 2－1 から 4 を配布)

(換地図その 1、その 2 をテーブル上へ)

○事務局（近藤主幹）

それでは、ただいまお手元に配布いたしました資料の確認をさせていただきます。

報告事項の資料 2－1、2－2、議案事項の資料 3－1、3－2、資料 4 がそれぞれ 1 冊に綴じ込んでございます。資料は全部で 5 冊ございますのでご確認ください。

よろしいでしょうか。

○委員全員

(資料の不備なし)

○事務局（近藤主幹）

それでは、南会長、よろしくお願いいたします。

○会長（南会長）

それでは、報告事項の（2）仮換地指定の軽微な変更について報告をお願いいたします。

○事務局（佐藤係長）

はい。

それでは、仮換地指定の軽微な変更についてご報告いたします。

資料 2－1、ページをめくっていただきまして 4 ページをご覧ください。

今回ご報告する仮換地指定の軽微な変更の総括表になっております。左側に番号を振ってございまして、件数は 1 番から 3 番までの 3 件でございます。番号の右側にそれぞれの仮換地指定の効力発生日が記載されております。

上段 1 番ですが、土地所有者は陸前高田市となっております。表の右側に仮換地の変更前、変更後というところがございまして、変更前が KC30-29、変更後が KC30-29-1 と -2 ということで、こちらは換地計画策定のために仮換地を分割したものでございます。

資料 2－2 の方、10 ページが図面となっております。具体的には、商工会の東側の道路で、変更前が 1 画地であったものを、字界が跨る関係で変更後として 2 画地に分けたものです。

次に 2 番ですが、所有者は東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）と岩手県になります。調書の方をご覧くださいなのですが、青く着色している箇所が従前地分筆及び仮換地分割を行い、その一部を岩手県が国道 340 号の附帯地として、また、気仙川の堤

防用地としてそれぞれ買収したものです。

また、緑色に着色している箇所は、同じく岩手県が水路用地（パイプライン）として J R から買収した箇所についての変更及び、これに伴う換地計画策定のための J R 用地の変更です。

図面については、1 2 ページをお開き願います。左側の変更前はピンクの着色、J R の仮換地だったものを、右側の変更後、青く着色している箇所ですが、それぞれ岩手県が、国道 3 4 0 号の附帯地と気仙川の堤防用地として買収したところです。土地の所有権につきましてはともに国土交通省となりますが、実際の土地の管理は岩手県となります。

また 1 枚めくっていただきまして、1 3 ページですが、緑色に着色している部分が岩手県が買収した水路用地（パイプライン）となります。右側の変更後を見ますと、破線がもともとの水路の位置で、今回、緑色に着色している位置に変更しております。

岩手県は、パイプラインの工事に伴い、現地の測量を行った結果、図面と現地に誤差があるため、今回、仮換地の位置を修正したものです。

こちらにつきましては、J R を 3 本横断しているパイプラインのうち、1 3 ページと 1 4 ページの 2 か所について、位置の変更をしました。

次に調書の 3 番ですが、こちらにつきましては個人の換地になりまして、地権者の方の意向により仮換地を分割したものです。図面については 2 2 ページになります。

高田高校グラウンドの西側、変更前は KD24-2-2、変更後は KD24-2-2-1 から 2-2-3 と図のように 3 つの仮換地に分割したものです。

仮換地指定の軽微な変更についての報告は以上でございます。

○会長（南会長）

ただ今のご報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○会長（南会長）

よろしいでしょうか。

（質問なし）

ご質問もないようですので、議事次第に従いまして議案事項に入ります。

議案第 1 号 換地計画について（諮問第 4 0 号）を審議いたしますので、事務局に内容の説明を求めます。

○事務局（佐藤係長）

はい。

資料 3 - 1、換地計画について（諮問第 4 0 号）でございます。

ページをめくっていただきまして、24ページをご覧ください。

陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地区画整理法第86条第1項の規定に基づき、同法第87条の換地計画を別添図書のとおり定めたいので、同法第88条第6項の規定に基づき、皆様に意見を求めるものでございます。

添付書類としましては、1 換地設計、2 各筆換地明細、3 各筆各権利別清算金明細、4 保留地その他の特別の定めをする土地の明細の4項目となっております。

1 ページめくっていただきまして、25ページをご覧ください。

換地計画の概要でございます。1 として地区の概要でございますが、事業名称、地区面積、施行者、区域に含まれる名称はご覧のとおりとなっております。施行期間につきましては、平成24年9月26日から令和8年3月31日までとなっております。事業費は約766.3億円、権利者につきましては、令和3年3月時点で所有権者948人、借地権者8人となっております。従前の筆数ですが、同じく令和3年3月時点で4992筆ございまして、このうち公共用地が1279筆、換地の筆数については2225筆、このうち公共用地は529筆となっております。平均減歩率は36.68%、内訳ですが公共減歩率が35.79%、保留地減歩率が0.89%となっております。

次に2の事業の経緯ですが、平成23年12月の陸前高田市震災復興計画策定から、事業計画につきましては一番下に記載のとおり、令和2年12月に第10回の変更認可をいただいているところでございます。

1枚めくっていただきまして26ページをご覧ください。

3の換地計画の概要でございます。

特別の定めをした宅地として、第一に法第90条の該当地がございます。こちらにつきましては、面積が64㎡、2筆ありまして、換地不交付となります。法第90条につきましては、所有者の申出又は同意により換地を定めないこととなっております。二つ目は法第95条第1項の該当地です。面積が118.66㎡、筆数が1筆、鉄塔敷地と書いてありますが、高台4の東北電力の鉄塔敷地につきましては、位置、地積等に特別な定めをしております。三つ目は法第95条第6項の該当地となります。面積が6140.39㎡、筆数が96筆ありまして、こちらも換地不交付となっております。従前が私道で、清算金交付の対象となるものです。

次に4の地目の定め方でございます。

整理後の地目につきましては、以下の表のとおりとなります。

公共用地については、公衆用道路、用悪水路、河川につきましては岩手県が管理する川原川等となりますが、法務局との協議により地番を付さないこととしております。また、公園、雑種地、学校用地などです。

宅地につきましては、田、畑、宅地、雑種地、学校用地、境内地、公園、用悪水路、公衆用道路となる予定でございます。

次に5の清算金の概要でございます。

第一に指数1個当たりの単価の決定です。当地区におきましては、固定資産税路線価と保留地の販売価格の平均値を採用しており、指数1個当たりの価格を25円と定めております。なお、地区の平均平方メートル当たり指数が813個となりますので、平方メートル当たり20,325円程度となっております。こちらの指数1個当たりの価格につきましては、令和2年10月8日の評価員会議で諮問し、答申を得ているところでございます。

第二は27ページ、権利価額割合の決定でございます。権利価額の割合は、国税庁の財産評価基準書による評価倍率表により定めるのが一般的でございますが、本地区におきましては定められておりませんので、陸前高田市内では唯一、高田地区を除く高田町の都市計画法上の用途地域において借地権割合が30%と定められているので、それを流用しております。こちらにつきましても令和2年10月8日の評価員会議で諮問し、答申を得ているところでございます。

第三に清算金金額の分布状況を説明いたします。

徴収につきましては、最高額が記載のとおり個人の方で288万円となります。また、100万円以上が30人、50万円以上100万円までが45人となっております。

なお、金額の高い方につきましては、ほとんどの方が、平成26年と平成27年の換地の申出におきまして、減歩緩和の申出をされた方となっております。

次に交付ですが、最高額は市の6360万円、それから個人では459万円、以下100万円以上から10万円未満までの内訳は表のとおりです。こちらにつきましては、個人の減歩緩和分を市有地で補填した結果と、個人の交付につきましては、先ほどご説明いたしました法第95条第6項に基づく換地不交付に伴う清算金459万円です。

次に、資料3-2、換地計画図書の抜粋版でございます。

1枚めくっていただきまして、29ページをご覧ください。

換地計画の総括表でございます。左側に宅地と公共用地、2つの大きな項目がございます。宅地につきましては、換地を定めたもの、それから換地を定めないものにさらに分かれております。換地を定めたものにつきましては、法第89条により換地を定めたもの、法第95条第1項により換地を定めたものがございまして、従前の土地としては登記地積、基準地積、権利価額、筆数、換地処分後の土地としては地積、権利価額、筆数となっており、地目毎に清算金の徴収と交付価額が整理されております。換地を定めないものにつきましては、法第90条の該当地及び法第95条第6項の該当地となります。従前の土地について記載がありますが、換地処分後の土地については記載がございません。また、同じように一番右側のところに清算金の交付価額が地目毎に記載されております。

次に公共用地ですが、こちらは大きく国有地と地方公共団体所有地に分かれております。国有地につきましては、法第105条第1項の該当地、従前の土地に代わるべき公共施設用地として帰属する土地であり、換地処分後の土地に記載されております。法第

105条第2項の該当地につきましては、消滅する土地ですので、従前の土地についてのみ記載がございまして、換地処分後の土地については記載がございません。また、法第105条第3項の該当地につきましては、新たに帰属する公共施設用地ですので、換地処分後の土地についてのみの記載となります。

次に地方公共団体所有地ですが、こちらの記載項目は国有地と同じになります。

また表の下段、法第96条第2項の該当地、保留地になりますが、こちらにつきましては、従前の土地についての記載はなく、換地処分後の土地として13,020.30㎡、47筆を定めております。

また、表の一番下は地権者の総括表となっており、当地区では所有者が948名、借地権者8名、合計956名となっております。右側には清算金の徴収、交付の相殺額及び、抵当権等が設定されている土地の交付清算金として供託額を記載しております。

1枚めくっていただきまして30ページをご覧ください。

換地計画で定める項目、換地設計として従前の土地図の抜粋になります。現在、法務局に登録されている地図と同じになります。

ページをめくっていただきまして、31ページをご覧ください。

同じく換地計画で定める項目、換地設計として換地処分後の土地図の抜粋になります。

こちらの従前の土地図と換地処分後の土地図につきましては、後ほど、全面のテーブルにて確認する時間を設けておりますのでよろしくお願いいたします。

次に32ページですが、換地計画で定める項目、各筆換地明細の抜粋でございます。

左側に所有者、真中に従前の土地、その右側に換地処分後の土地となっております、換地処分後の土地につきましては、新しい地番、地目、地積等が記載されております。

また、所有権以外の権利である抵当権等につきましては、換地処分後の土地の欄にそのまま残る形となります。

次に33ページをご覧ください。

こちらは換地計画で定める項目、各筆各権利別清算金明細（所有権者の部）の抜粋となります。左上に所有者の住所、氏名が記載されており、下表は各筆換地明細とほぼ同じですが、こちらにつきましては、権利価額及び清算金の清算額の記載があります。

また、その右側には、抵当権等がある土地の交付清算金の代わりとして供託すべき金額が記載されます。

次に34ページですが、こちらは換地計画で定める項目、各筆各権利別清算金明細（借地権者の部）の抜粋です。左上は借地権者の住所、氏名となります。所有権者の部と違うところは、権利価額が2段書きになっているところで、上段がカッコ書きで全体の権利価額、下段が借地権割合に基づく権利価額となっております。また、記事欄には所有者を記載しております。

1枚めくっていただきまして、35ページをご覧ください。

こちらは換地計画で定める項目、各筆各権利別清算金明細（抵当権者等の部）の抜粋です。左上は抵当権等の権利者の住所、氏名となり、他は変わりません。

次に３６ページをお開き願います。

こちらは、換地計画で定める項目、保留地その他の特別の定めをする土地の明細のうち、地権者の申出又は同意による換地不交付の内容となります。当地区においては２件ございまして、従前の土地につきまして記載はありますが、換地処分後の土地について記載はありません。記事欄には法第９０条による金銭清算、法第１０４条第１項により消滅する旨の記載がされております。

次に３７ページをお開き願います。

こちらは、換地計画で定める項目、保留地その他の特別の定めをする土地の明細のうち、換地の位置、地積に特別の定めをしているもので、法第９５条第１項に基づく鉄塔敷地の取扱いになります。記事欄には法第９５条第１項に基づく特別処分である旨が記載されております。

次に３８ページをお開き願います。

こちらは、換地計画で定める項目、保留地その他の特別の定めをする土地の明細のうち、従前が私道のため換地不交付としたものの抜粋になります。従前の土地の記載はありますが、換地を定めませんので、換地処分後の土地につきましては空欄となっております。記事欄には法第９５条第６項により金銭清算、法第１０４条第１項により消滅する旨の記載がされております。

最後に３９ページをお開き願います。

換地計画で定める項目、保留地その他の特別の定めをする土地の明細のうち、保留地についての抜粋になります。こちらにつきましては、従前の土地はございませんので、換地処分後の土地のみ記載されております。また、記事欄には法第９６条第２項による保留地である旨が記載されております。

諮問第４０号の換地計画についての説明は以上でございます。

○会長（南会長）

はい。

換地計画についての説明は以上となりますが、これから１０分ほどお時間を設けて、委員の皆様には図書を閲覧していただきたいと思います。

その後、ご質問等のお時間を設けようと思いますのでよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○事務局（佐藤係長）

皆様の前に置いてございますのが、従前の土地図と換地処分後の土地図となります。また後方窓際に、調書もございますので併せてお目通しよろしく願いいたします。

○委員多数

(換地計画図書閲覧)

○会長（南会長）

よろしいでしょうか。

(質問なし)

ご質問もないようですので、お諮りします。

諮問第40号 換地計画については、本会の意見を求められておりますが、原案どおりでよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

○会長（南会長）

ご異議が無いようですので、本議案は原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第2号 施行者限りで換地計画の軽微な変更をすることについて（諮問第41号）を審議いたしますので、事務局に内容の説明を求めます。

○事務局（佐藤係長）

はい。

資料4、施行者限りで換地計画の軽微な変更をすることについて（諮問第41号）でございます。

ページをめくっていただきまして、41ページをご覧ください。

陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地区画整理法第8条第6項の規定により貴会に諮問した換地計画を変更する必要性が生じた場合において、別紙の各項目に掲げる軽微な変更は、土地区画整理事業施行者限りで処理することとしたいので、これにつきまして皆様の同意を求めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、42ページをご覧ください。

換地計画の軽微な変更の対象となる項目については、1として、従前の土地の分合筆又は従前の土地に存する権利の変更（新たな権利の設定及び権利の消滅を含む。）に伴う換地計画の変更のうち、その内容が所有権移転に伴う変更、所有権以外の権利変動に伴う変更、地目変更に伴う変更、同一所有者内での変更のいずれかに該当し、換地の実質を変更しないものに限ることとします。

次に2として、調書及び図面の明らかな記載の誤りの訂正で、権利価額を修正しない軽微なものに限ることとします。

以上の2項目の変更について、土地区画整理事業施行者限りで処理することとしたい

ということでございます。

施行者限りで換地計画の軽微な変更をすることについての説明は以上です。

○会長（南会長）

はい。

ただ今の説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

（質問なし）

○会長（南会長）

よろしいでしょうか。

ご質問もないようですので、お諮りします。

諮問第41号 施行者限りで換地計画の軽微な変更をすることについては本会の同意を求められておりますが、原案どおりでよろしいでしょうか。

（全員 異議なし）

○会長（南会長）

ご異議が無いようですので、本議案は原案どおり同意することといたします。

以上を持ちまして、本日予定の議事事項は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様からご発言等ございますでしょうか。

○村上義興委員

ちょっとよろしいでしょうか。

区画整理事業とはまた別の話ですが、図面を見ますと、団地の中で新字がまたがっているところがありますが、今後、行政区等の取扱いはどうなるのでしょうか。

○事務局（高橋課長）

行政区につきましては、また別の部署が管轄することになりますが、新しい字界にとらわれず、高台であればその団地とか、現地のまとまりを見ながら決めていくことで地元の住民の皆様と相談している最中です。

○村上義興委員

解りました。

ありがとうございます。

○会長（南会長）

その他、よろしいでしょうか。

(質問なし)

○会長（南会長）

事務局から報告事項がありますでしょうか。

(発言なし)

それでは、議事録につきまして、事務局でとりまとめをしました後、後日、私と議事録署名委員2名で署名することといたします。

これにて本日の第19回陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理審議会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

○事務局（近藤主幹）

本日は、お忙しい中、南会長、委員の皆様方、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の非公開資料につきまして、回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(非公開資料を回収)

本日は、ありがとうございました。